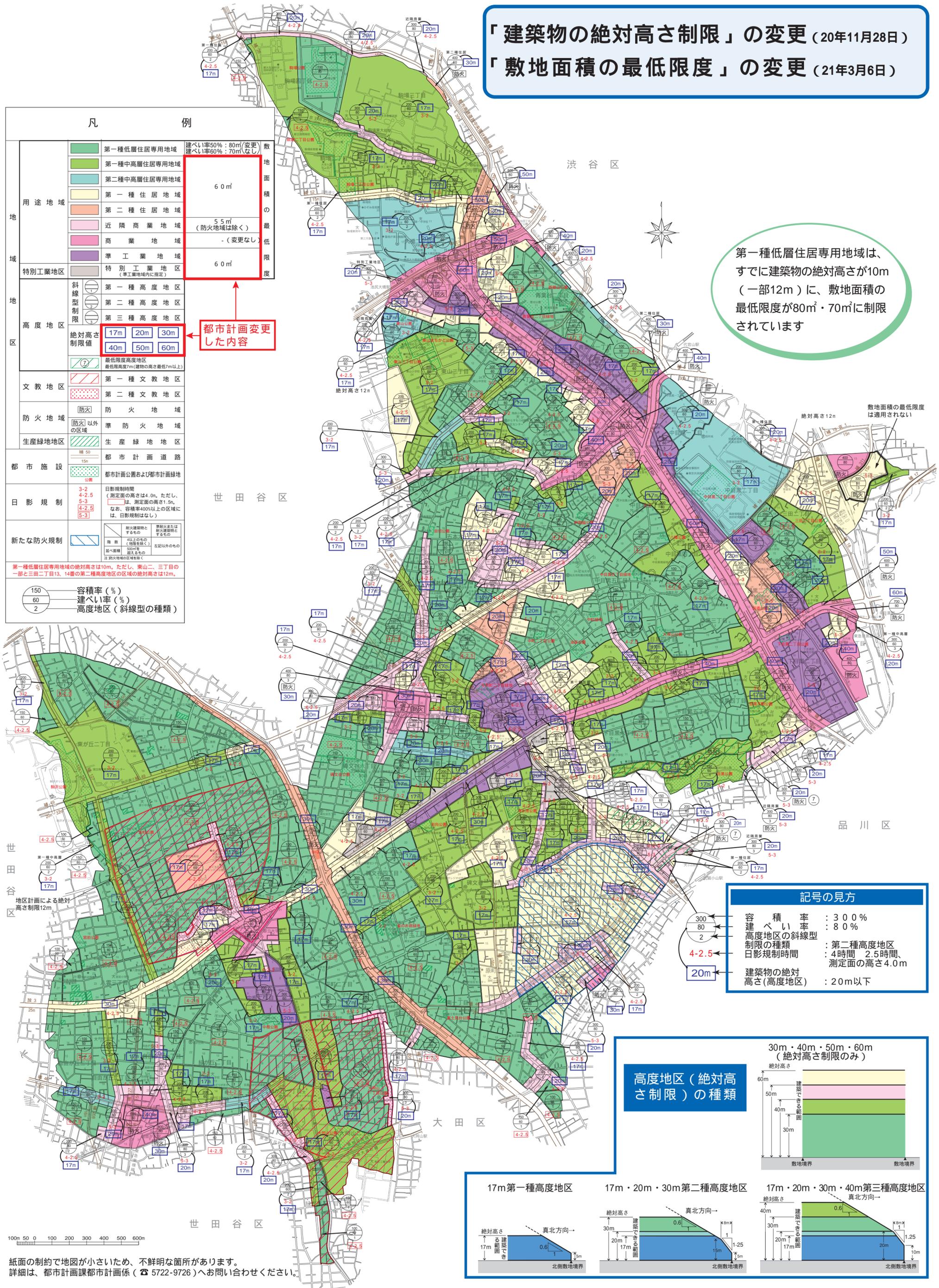


「建築物の絶対高さ制限」の変更 (20年11月28日)
 「敷地面積の最低限度」の変更 (21年3月6日)

凡 例		
用途地域	第一種低層住居専用地域	建ぺい率50% : 80m(変更) 建ぺい率60% : 70m(なし)
	第一種中高層住居専用地域	60㎡
	第二種中高層住居専用地域	5.5㎡ (防火地域は除く)
	第一種住居地域	- (変更なし)
	第二種住居地域	- (変更なし)
	近隣商業地域	- (変更なし)
特別工業地区	商業地域	60㎡
	準工業地域	- (変更なし)
高度地区	斜線型制限	第一種高度地区 第二種高度地区 第三種高度地区
	絶対高さ制限値	17m 20m 30m 40m 50m 60m
	文教地区	最低限度高度地区 最低限度7m(建物の高さ最低7m以上)
	防火地域	第一種防火地区 第二種防火地区
都市施設	都市計画道路	幅50 幅15m
	都市計画公園および都市計画緑地	公園
日影規制	日影規制時間	測定面の高さは4.0m。ただし、 測定面の高さは1.5m。 なお、容積率400%以上の区域には、 日影規制はなし。
	新たな防火規制	防火規制 防火規制 防火規制
第一種低層住居専用地域の絶対高さは10m。ただし、東山二、三丁目の一部と三田二丁目13、14番の第二種高度地区の区域の絶対高さは12m。		
150 容積率 (%) 80 建ぺい率 (%) 2 高度地区(斜線型の種類)		

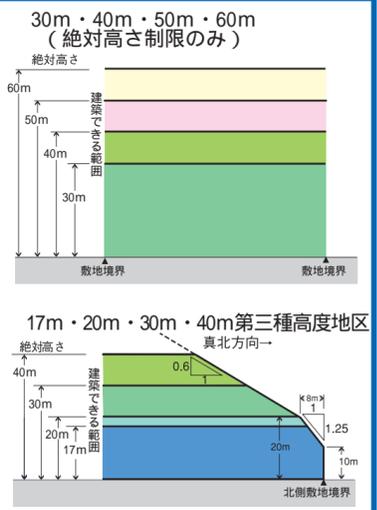
都市計画変更した内容

第一種低層住居専用地域は、すでに建築物の絶対高さが10m(一部12m)に、敷地面積の最低限度が80㎡・70㎡に制限されています



記号の見方	
300	容積率 : 300%
80	建ぺい率 : 80%
2	高度地区の斜線型制限の種類
4-2.5	日影規制時間 : 4時間 2.5時間、測定面の高さ4.0m
20m	建築物の絶対高さ(高度地区) : 20m以下

高度地区(絶対高さ制限)の種類



紙面の制約で地図が小さいため、不鮮明な箇所があります。詳細は、都市計画課都市計画係(☎ 5722-9726)へお問い合わせください。